

精神保健当番弁護士制度のご案内

精神科病院に入院中の方へ

入院の必要がなくなっているのに退院させて
くれない、病院内の扱いがおかしい
など、何か困ったことはありませんか？

病院での生活のことや退院のことを
弁護士に相談したいというご希望があれば、
山口県弁護士会の弁護士が相談に応じます。

相談無料。予約不要。
まずはお気軽に電話ください。

必要に応じて、出張相談を実施します。

**相談
無料**



弁護士会の代表ダイアルです。

お名前と精神科病院からお電話していることをお伝えください。後日、改めて相談担当弁護士から病院に連絡があります。

電話 083-922-0087

弁護士が直接お話しを伺います

電話 083-920-8730

毎月第2・第4火曜日 10時～12時、13時～15時

(祝日を除く)

※上記の時間以外はつながりません

山口県弁護士会

〒753-0045 山口県山口市黄金町2番15号

～こんなことで困っていませんか～

✿ 治療について説明を受けたいのだけれど・・・

精神科病院に入院している方が、きちんと納得した上で治療を受けることは、とても大切なことです。

なぜ入院して治療を受けなければいけないか？ どのような治療が必要なのか？ などの治療についての説明を、入院している方は、本来であれば、医師や看護師、その他の医療スタッフから求めることができます。



✿ 入院について納得できないのだけれど・・・

もし説明を受けても、入院に納得ができない場合は、山口県知事あてに退院請求をし、精神医療審査会の審査を求めることができます。

退院請求をすると、精神医療審査会の委員が、ご本人や医師、看護師その他の医療スタッフ、保護者などから事情をうかがい、入院が必要かどうかを判断することになります。

✿ 病院内での扱いについて納得できないのだけれど・・・

治療のために必要で、やむを得ない場合を除いて、原則として、入院中の方が外部の方と連絡（電話や手紙など）したりすることや面会したりすることを制約することはできません。

ですが、実際には、面会を禁止されたり、外出を制約されたりするなど、さまざまな制約を受けて、不自由を感じているかもしれません。

これらの制約について納得できない場合は、その制約が、治療のために必要やむを得ないものかどうか、審査を求めることができます。

この場合も、退院請求の場合と同様に、山口県知事あてに処遇改善請求をし、精神医療審査会による審査を求めることになります。

入院している方に対する弁護士による出張法律相談を求める、精神医療審査会に対する退院請求の審査や処遇改善の審査を求めるなど、弁護士に相談したい方は、山口県弁護士会の弁護士による出張相談（無料）を受けることができます。山口県知事あての退院請求や処遇改善請求は、入院しているご本人でも行うことができますが、弁護士に依頼して、代わりに手続きを行ってもらうこともできます。

